高齢者等福祉タクシー料金助成事業のご案内

満 75 歳以上の方等が、日常生活における交通手段としてタクシーを利用する場合、利用料金の一部を助成します。

対象者

- **満 75 歳以上の方(町内在住)**
- **運転免許証を返納された方**
  （運転経歴証明書の交付を受けた方）
- **要介護・要支援者、基本チェックリストに該当される方**
- **身体障害者手帳 1 級または 2 級、肢体及び体幹機能障害の場合に限り 3 級をお持ちの方**
- **療育手帳の交付を受けている方**
- **精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級をお持ちの方**

どれかに該当した方

助成内容

登録決定した月又は翌月から
年度末月まで１ヶ月あたり４枚
のタクシー乗車券を交付します。
【年間最大 48 枚】

使用可能枚数

１回の乗車につき、１枚使用
２人以上で乗車の場合、２枚
まで乗車券が使用可能
（初乗り運賃相当額）

申請受付

受付場所：
木曽岬町役場　福祉課窓口

申請から利用まで

申請　福祉課へ申請書を提出してください。代理の方、または郵送でも申請可能です。

▼

交付　助成決定通知書、登録証及びタクシー利用乗車券を郵送させていただきます。

▼

利用　タクシー（ただし、協力機関のみ）を利用する際に、登録証を提示することでタクシー利用乗車券を使用することができます。

協力機関

名古屋近鉄タクシー	0570-04-3833
しんご福祉タクシー	080-5158-3606
福祉タクシーうたたね	070-8959-3772

（福祉タクシー利用は、車イスやストレッチャーなどを使用する方に限ります。）

○上記３社については、乗車地点及び降車地点のどちらか必ず名古屋交通圏内でなければ乗車できません。

三重近鉄タクシー	0594-22-0268
三交タクシー	0594-22-1500
名鉄四日市タクシー	0570-023-003 ★

○上記３社については、乗車地点及び降車地点のどちらか必ず北勢交通圏内でなければ乗車できません。

★令和７年１月１日より新規追加

利用方法等

○指定されたタクシー会社（協力機関）に、直接予約してください。
○ご利用の場合は、必ず本人が乗車するとともに、乗車時に登録証を乗務員に提示してください。
○乗車券は運賃の一部として提出し、残りの代金はお支払いください。
○利用者が２人以上で乗車されたときは、全員で乗車券２枚まで使用できます。
○乗車券の換金、譲渡及び他人に使用させることはできません。
○交付した乗車券の再交付はできません。ただし、破損及び汚損した場合は、現物との交換を認めます。
○有効期間の過ぎた乗車券は使用出来ません。
○利用者が次の事項に該当した場合は、速やかに届出し、登録証と未使用の乗車券を返還してください。
　①制度を受ける必要がなくなったとき
　②対象者の要件のいずれにも該当しなくなったとき

お問い合わせ先

木曽岬町役場　福祉課　0567-68-6104